

特別永住者証明書への切り替えはお済みですか

●特別永住者証明書の更新

外国人登録制度が廃止され、特別永住者の方はそれまでお持ちの「外国人登録証明書」から「特別永住者証明書」に変更となりました。次のとおり切り替えの時期が異なりますので、ご自身の期限をご確認ください。

●更新期間

対象		更新期限
16歳以上の方	次回確認(切替)申請期間が2015年7月8日までの方	2015年7月8日まで
	次回確認(切替)申請期間が2015年7月9日以降の方	次回の確認(切替)申請の年の誕生日まで
16歳未満の方		16歳の誕生日まで

※特別永住者証明書の更新期間は、原則として有効期間満了日の2カ月前から有効期間満了日までの間です。

16歳未満の方は、16歳の誕生日の6カ月前から誕生日までです。

●更新手続き

窓口 市民課(本庁1階・1番受付)、各支所地域振興課(支所は平日のみ)

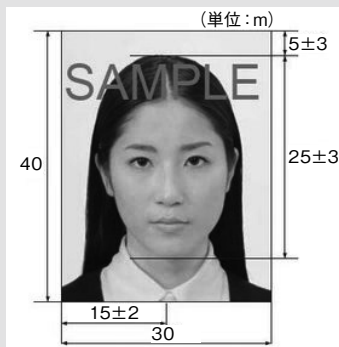
持ち物 ①現在お持ちの外国人登録証明書

②パスポート(お持ちの方のみ)

③写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

【写真の規格】

- 申請者本人のみが撮影されているもの
- 縁を除いた部分の寸法が、右図の各寸法を満たしているもの
- 無帽で正面を向いたもの
- 背景(影を含む)がないもの
- 鮮明であるもの
- 提出日の3カ月以内に撮影されたもの



再交付について

紛失、盗難、滅失などの理由で特別永住者証明書を失った時は14日以内に再交付申請を行ってください。

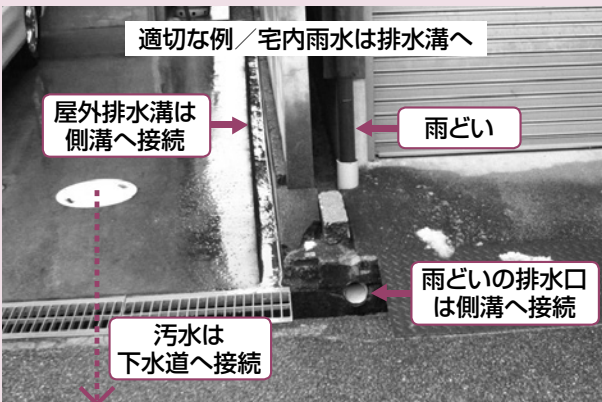
詳しくは市民課(☎35-3496)までお問い合わせください。

問合せ先 市民課 ☎35-3496
広報ID 1005801

雨水は側溝へ排水されていますか

※修繕工事が必要な場合は、資格を持った市の下水道指定工事店へ相談してください。

※許可なく宅内の下水道ますや道路上マンホールの蓋を開け、雨水や異物を下水道管に流すことは、処理施設に負担をかけたたり、交通に支障が生じるなど大変迷惑な行為なのでやめましょう。



梅雨の季節です
排水設備を点検しましょう

高山市の下水道は「分流式下水道」という方式を採っています。これは、台所やお風呂、トイレなどの生活排水のみを「汚水」として下水道管に流し、建物や敷地に降った雨水(雪)は下水道管に流さず、側溝に流すものです。

雨水などが下水処理場へ流れ込むと、流入量が増えて汚水の処理が困難となり、道路上のマンホールから汚水があふれたり、施設が故障して下水溝に流すものです。

雨水などが下水処理場へ流れ込むと、流入量が増えて汚水の処理が困難となり、道路上のマンホールから汚水があふれたり、施設が故障して下水溝に流すものです。

道を使用できなくなる場合があります。みなさんの宅内で雨どいなどが誤って下水道管につながっていたり、破損した宅内排水設備(ますや蓋など)があると、雨水の流れ込む原因となります。ご家庭や事業所の宅内排水設備の点検をお願いします。

問合せ先 下水道課
☎35-3150